

水・環境課からのお知らせ

(問い合わせ) 水・環境課 環境保全係 TEL0967 (67) 3176

水・環境課では、令和3年度より環境対策課から課名を改め、環境政策全般に加え上下水道整備や地下水保全政策について取り組んでいます。

水・環境課で推進している補助金事業と住民の皆さんに知っていただきたいこと、お願いなどについて次のとおりお知らせします。

【水・環境課で取り組んでいる主な事業】(事業の詳細については水・環境課へお尋ねください)

補助対象事業	補助対象者 (申請できる人)	申請の条件および補助対象機器など	補助金額
ごみステーション 設置費用補助金	行政区長 自治会、住民グループの代表者	近隣5戸以上で共同使用すること(行政区以外の場合) ※個人への補助ではないため、共同使用することが条件となります。 ※住民登録を有する5戸以上となります。	設置:経費の1/2、 上限5万円 改良:経費の1/2、 上限2万円
生ごみ処理容器購入 費補助金	南阿蘇村に居住し、 かつ、住民基本台帳 に記載されている人	コンポスト容器およびEMバケツ	上限5千円 (100円未満の端数は切り捨て)
生ごみ処理機購入 費補助金	南阿蘇村に居住し、 かつ、住民基本台帳 に記載されている人	村税および国民健康保険税などの滞納がないこと(転入者は従前の住所地において滞納がないこと) 以前に補助を受けた人は、当該年度の3月31日から5年を経過していること	購入代金の1/2、 上限3万円 (千円未満の端数は切り捨て)
バイオマス燃料燃 焼機器設置補助金	個人住宅・事業所等 (別荘は除く)に、 新たに 薪ストーブなどを設置する人で、 当該補助金を一度も受けていない人	二次燃焼以上のシステムを有している薪ストーブ等の本体および煙突資材購入費 (中古品は対象外)	本体などに係る購入費の1/2以内、 補助限度額10万円 (千円未満の端数は切り捨て)

ごみ出しのルールを守りましょう

最近、ごみ出しのルールが守られていない「ごみステーション」が見受けられます。「ごみステーション」は地域で利用する場所です。次のとおりルールを守りましょう。

- 決められた曜日、時間を守りましょう。
- 指定されたごみ袋で出しましょう。
- きちんと分別しましょう。

指定日以外のごみ出しは、小動物に荒らされるなどで他の使用者の迷惑になります



ごみの直接持ち込み・戸別収集について

- 粗大ごみ、家電リサイクル対象品等の直接持ち込み・戸別収集(要予約)については、事前に南部中継基地へ連絡をしてください。
- 引っ越しなどで一時的に大量に出る粗大ごみはごみステーションでは対応できませんので、南部中継基地へ直接搬入してください。

南部中継基地 TEL0967 (62) 0719 戸別収集(予約) TEL0967 (63) 1153